

新	旧
<p style="text-align: center;">住宅ローン契約規定（元利均等型）</p> <p>お客さまおよび連帯保証人は、住信SBIネット銀行（以下、「当社」といいます。）と住宅ローン取引を行う場合は、この規定（以下、「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下、「各取引規定」といいます。）に従うことに同意するものとします。</p> <p>お客さまおよび連帯保証人と当社との間の住宅ローン取引に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項またはWEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」（以下、総称して「借入要項等」といいます。）をその内容とします。</p> <p>お客さまは、当社がお客さまに対し借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。</p> <p><u>お客さまは、本契約の契約日である借入金額が交付された日について、別途当社WEBサイトに掲示される「返済予定表」にて確認することとします。</u></p> <p>お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、お客さま自身または当社所定の親族の居住用住宅の新築・購入資金に用いるためのみ利用するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">住宅ローン契約規定（元利均等型）</p> <p>お客さまおよび連帯保証人は、住信SBIネット銀行（以下、「当社」といいます。）と住宅ローン取引を行う場合は、この規定（以下、「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下、「各取引規定」といいます。）に従うことに同意するものとします。</p> <p>お客さまおよび連帯保証人と当社との間の住宅ローン取引に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項またはWEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」（以下、総称して「借入要項等」といいます。）をその内容とします。</p> <p>お客さまは、当社がお客さまに対し借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。</p> <p>お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、お客さま自身または当社所定の親族の居住用住宅の新築・購入資金<u>または居住用の住宅の住宅ローンの借換・借換と同時に増築の資金</u>に用いるためのみに利用するものとします。</p>
<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務<u>（いずれの支店との取引に関するものかは問わないものとします。）</u>について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) ～ (7) 略</p> <p>(8) <u>お客さま自身または当社所定の親族のいずれもが、借入金の用途である居住用住宅（生活の拠点としている主たる住宅であるとそれ以外の従たる住宅（セカンドハウス）であるとを問わない。）に居住せず、または居住しなくなったとき。</u></p> <p><u>(9) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。</u></p> <p><u>(10) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</u></p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) ～ (7) 略</p> <p><u>(8) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。</u></p> <p><u>(9) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</u></p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p>